

令和7年度 第2回 医療勤務環境改善セミナーのご案内

「パシエントハラスメント」への対応について

令和7年6月、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、カスタマーハラスメントの防止措置が事業主の義務となります。（公布の日から起算して1年6月以内に政令で定める日施行）

本セミナーでは、改正法における事業主の防止措置義務を中心に説明したのち、医療現場で深刻な課題となっている「パシエントハラスメント」をテーマに、医療機関で働く職員の安心と安全を守るために、医療機関の事業主に求められる対応等について解説します。

講師：森本社会保険労務士事務所 代表 社会保険労務士
医療労務管理アドバイザー（スーパーバイザー）
医業経営アドバイザー

森本 智恵子

令和7年11月19日(水) 14:00～16:00

①Zoomウェビナーでライブ視聴

②後日、YouTubeの限定公開でアーカイブ視聴

＜対象＞ 山口県内 医療機関の経営層及び医療従事者、担当者等

＜受講料＞ 無料 ＜申込締切＞ ①ライブ視聴 令和7年11月16日(日)まで
②アーカイブ視聴 令和7年12月24日(水)まで

＜申込方法＞

以下の申込フォームから、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

<https://form.run/@yamaguchi-kinnkai-r7-02>

フォームQR



②のアーカイブ映像は令和7年12月25日(木)まで視聴可能です。

やむを得ず期限内に視聴できない場合は、別途ご連絡ください。

申込フォームを利用いただけない場合は、yamaguchi2020@jahmc.or.jp までご連絡ください。

ご記入いただいた個人情報の保管、管理については適切かつ十分な対策を講じ、ご本人の承諾無く第三者に提供することは一切ありません。